

第四十八回国会

参議院社会労働委員会會議録第二十一号

昭和四十年五月十九日(水曜日)

午後三時三十分開会

委員の異動

五月十八日

丸茂 重貞君
亀井 光君

補欠選任

野本 品吉君
田中 茂穂君

五月十九日

野本 品吉君
田中 茂穂君
鈴木 一弘君

丸茂 重貞君
亀井 光君
小平 芳平君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

小柳 勇君

委員

草葉 隆圓君
丸茂 重貞君
藤田 藤太郎君

井川 伊平君
亀井 光君
川野 三暎君

紅露 みつ君
佐藤 芳男君
山本 杉君

藤原 道子君
村尾 重雄君
林 塩君

衆議院議員

修正案提出者

小沢 辰男君

国務大臣

厚生 大臣 神田 博君

労働 大臣 石田 博英君

政府委員

厚生 政務次官 徳永 正利君

厚生 大臣官房長 梅本 純正君

厚生 省公衆衛生 局長 若松 栄一君

厚生 省医務局次 長 大崎 康君

厚生 省児童家庭 局長 竹下 精紀君

厚生 省年金局長 山本 正淑君

社会 保険庁年金 保険部長 實本 博次君

労働 大臣官房長 和田 勝美君

労働 省労働基準 局長 村上 茂利君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

労働 省労働基準 局長 石黒 拓爾君

して丸茂重貞君、亀井光君、小平芳平君がそれぞれ選任されました。

○委員長(小柳勇君) 理事補欠互選の件を議題といたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠員となっております。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に丸茂重貞君を指名いたします。

○委員長(小柳勇君) 継続調査要求についておはかりいたします。

社会保険制度に関する調査及び労働問題に関する調査につきましては、閉会中もお調べを継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

る調査のため、委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

改正の第一点は、都道府県が精神衛生センターを設置することができるとした点であります。従前、都道府県等は、精神衛生に関する相談指導等を行なうための施設として、主として保健所に精神衛生相談所を併設していたのであります。この程度のものでは、とうてい現下の精神衛生施策の進展に即応するものといえませんが、今回、これを廃止し、別に新たに都道府県における精神衛生に関する総合技術センターたる精神衛生センターを設けて、知識の普及、調査研究を行なうとともに、保健所が行なう精神障害者に関する訪問指導について技術援助を行なうとするものであります。

改正の第二点は、警察官、検察官等の精神障害者に関する申請通報制度を整備することにより、精神障害者の実態を把握し、都道府県知事が行なう入院措置に遺漏をならしめるとともに、その医療保護に万全を期することとした点であります。

改正の第三点は、新たに緊急の場合における措置入院制度を設けた点であります。精神障害者は、その疾病の特質上、間々自傷他害の著しい症状を呈することがあり、社会公安上及び本人の医療保護のためゆゆしい問題を生じますので、都道府県知事は、精神衛生鑑定医の診察を経た上で、四十八時間を限り、これを緊急入院させることとしたのであります。

改正の第四点は、向精神薬の著しい開発等、精神医学の発達により、精神障害の程度のかんによりは必ずしも入院治療を要せず、かえって通院による医療を施すことがきわめて効果的となった事情にかんがみ、精神障害者につき、新たにその通院に要する医療費の二分の一を公費負担することとした点であります。

改正の第五点は、在宅精神障害者に関する訪問指導体制の充実をはかった点であります。そもそも在宅精神障害者の把握とその指導体制の整備は、精神衛生施策の展開をはかる上できわめて重要なことでありまして、第四点の通院医療費の公費負担制度の新設と表裏一体の関係にあり、今回

の法改正の主要点をなすものであります。この見地から、新たに、保健所の業務として、地域における精神障害者の訪問指導を加え、また、保健所にもつばら精神衛生に関する相談、指導等に当たる職員を配属し、その実をあげることにしたのであります。

改正の第六点は、最近における施設の整備状況等にかんがみ、従来認められていた精神障害者の私宅監置制度たる保護拘束制度を廃止し、それらの患者はすべて精神病院に収容することとして、その医療保護に遺憾なきを期することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び改正の要点であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(小柳勇君) 次に、本案に対しましては、衆議院で修正されておりますので、この際、衆議院の修正にかかる部分について、修正案提出者、衆議院議員小沢辰男君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(小沢辰男君) 私は、衆議院の社会労働委員会を代表いたしまして、衆議院における精神衛生法の一部を改正する法律案に対する修正部分につき、その趣旨を御説明申し上げたいと思っております。

御承知のとおり、措置入院の関係、あるいは緊急入院の措置、あるいは外来の二分の一公費負担の今回の制度、あるいは精神衛生相談所、あるいは訪問指導等につきまして、都道府県知事は非常に大きな権限と責任を持っているわけでございますが、厚生大臣に對しましては、その諮問機関として、中央に精神衛生審議会というものがございまして、地方には精神衛生審議会がございまして、今度の政府の改正案でも、この地方の精神衛生審議会の設置が規定されていなかったわけでありまして、そこで、この知事の権限と責任を果たす意味で、精神衛生は、特に専門的な事項も多いわけでございますので、知事の諮問機関とし

て地方精神衛生審議会を置きたい、こういう趣旨から一部修正をいたしました。都道府県に、精神衛生に関する事項を調査審議させるため、地方精神衛生審議会を置くこととした次第であります。何とぞ本院におきまして御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(小柳勇君) 本案につきましては、一応提案理由と修正案の説明聴取にとどめます。

○委員長(小柳勇君) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、本案に対し、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 労働補償というものは、きのうから私は質問をしましりましたが、昨日から新しい省令というものをあしりました。これを少し説き及ぼしていただけたらいいのですが、もう少しきめ細かいものでないか、なかなかこれだけでは身につかないのではないかと、私は思うのであります。これは概念は少し変えてありますけれども、個々の具体的な指示というものが欠けているのではないか、私は思うのであります。これは、この基準を労働災害防止部会で審議され、基準審議会でも確認されたものがつけ加わるともう少し具体的なものになるのかどうか、その辺が、審議会のところは技術的な法改正やその他の問題だけで、行政上の指導はこれだけなのか、これは否足らずではないか、私たちが皆さん方と了解した点とは非常に大きな差異があるのではないかと気がするわけですが、その点はどうなっているか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

○政府委員(村上茂利君) 計画をさらに具体化する点については、二つの方法があるかと存じます。すなわち、一方においては、労働基準審議会が御審議をいたしておられます安全管理者、それから、指導員、安全委員会等で具体的な内容が固

まりましたならば、御指摘の計画の中で不確定な部分をさらにそれによって補てんするというところでございます。審議会の結論が出次第、その計画の内容をさらに充実し、補てんするというのが一つでございます。

それから、第二の方法は、この計画は全国的な計画でございますが、都道府県ごとに地方労働基準局に置かれております地方労働基準審議会に付議いたしまして、都道府県ごとの同様な災害防止実施計画を作成させるという手段を講じておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 大体その審議会の結論はいつじふんになりますか。

○政府委員(村上茂利君) 安全管理制度、これは指導員も全部ひくるめまして、安全管理制度につきましては、おおむね実態調査的な審議は終わっております。あとは規則改正を行なうところとどうするかという問題にいまさしかつておる次第でございます。したがって、もう少し遠くはない機会に結論が出るのではないかと存じておる次第でございます。労働省の事務的都合から申しまして、昭和四十一年度予算編成の時期がだんだん近づいてまいっておりますので、そうあまり長引くことにはなれず、そういった予算編成等にも支障を来しますので、適当な機会に結論が出ることを期待いたしておるような次第でございます。

○藤田藤太郎君 そこで、労働災害が起きた場合の責任体制、たとえば賠償責任の問題を雇用主の賠償責任だと、まあ具体的に、経済的には雇用主だけが掛金をして、政府が突っかい棒をしてやっているわけで、経済的な面においては、雇用主が賠償責任を負うの施策の中でやっているというところになるのですけれども、精神的な面の責任体制というものが少し足りないような気がするわけですが、その点は今後どういうふうにしていかれるおつもりですか。

○政府委員(村上茂利君) これも大きく分けて二つの方法があると存じますが、一つは、国民的な

場であらえまして、この問題に対する関心をさらに高揚するというところでございます。その点につきましては、従来、安全週間、労働衛生週間を実施いたしております。それと関連いたしまして、安全大会、衛生大会を実施いたしておりますが、それを今後どのようにさらに盛り上げていくかという問題がございますが、昨年設立されました中央労働災害防止協会が、本年度は安全大会、衛生大会の主体となりまして、これを従来の方式からさらに大きく盛り上げるために、安全大会は東京都において、労働衛生大会は大阪においてというように、従来よりもさらに拡大した形で空気を盛り上げていく、こういう計画を持っておりま

す。しこうして、安全大会、衛生大会のやり方のものにつぎまして、どうしたらさらに盛り上げがなされるかという点につきましても、審議会でいろいろまた御意見を伺っておるような次第でございます。

それから、第二の方法といたしましては、事業主の責任感をさらに高める方法としまして、いま申しました全国的な場においての問題とは別に、特に災害の多い業種につきまして事業主の関心を高める必要があると存じまして、災害多発業種について、新設されました労働災害防止協会を中心とし、港湾荷役、建設、陸上貨物取り扱い事業、林業、鉱山等につきましては、新たに結成せられましたこの協会を中心いたしまして、さらに安全意識の高揚をはかりたいと考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 その責任体制、特に多発産業の災害防止も、一面は責任を感じてもらわなければいかぬのですが、一面においては、これが再び起こらぬようにする施策の問題に関連していると思うのですが、その関連した施策の問題等については、やはりそこで働いている労働者の意見がどういう形で取り入れられるか、そこらの点を聞かしていただきたい。

○政府委員(村上茂利君) ただいま私が申し上げましたことと関連いたしまして申し上げますと、

労働災害防止協会におきましては、国会の修正の御意見がございまして、参与制度を設けることにいたしましたわけでございます。協会は、発足以来、半年とちょっとしかたっておりませんので、実は、この参与につきましても、人選にやや手間どっておりまして、労働省といたしましては、労働団体から参与を御推薦願ひまして、できるだけ早く参与の任命を行なう、それによって具体的な労働側の意思をお伺いする場を早く設けたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、諸施策のうちで、法律命令以外に、行政上のいろいろな方策がございまして、特にその問題は地方においていろいろ問題があるわけでございますので、地方には、地方労働基準審議会の中に労働災害防止部会というものを常設したということも申し上げたのでありますが、地方ごとの具体的なケースにつきましては、その地方労働基準審議会の部会で活発に御検討をいただくということにお願いしたいと考えております。

なお、さらには、安全指導員の中に労働側の経験者も加えまして事業上の指導に当たることになると存じます。そのときに、どのような事業にどのような方法で巡回し、指導するかという点につきましても、地方ごとに、地方労働基準審議会の労働災害防止部会でそういった指導計画をつくっていただかしまして実施したいと、かように考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 だんだんと詳しくなってきたわけですが、私は、中央の部会、地方の部会についてですが、具体的に、やはり職場で働いて、はだで感じている人の意見というものも入らないといけないのじゃないか。だから、私は昨日も少し質問しましたが、大企業には労働災害委員会というふうなものがあつたところがある。下のほうから広めようという、そういうところにやはり労働災害防止の基本があるのじゃないか。これがフィフティ・フィフティ、単に数のフィフティでなしに、人命尊重、安全第一主義、むろん生産もやるわけですから、そこではやはり対等の立場でものを

が言えるような環境の中でこれが取り組まれる、それがやはり地方の部会、中央の部会にきて、労働協会には労働者が参与で参加しておりますから、そういう縦の線というものが一番下からずっと組織的に、それも単に数の問題はかりじやなしに、どなたにも遠慮とか圧力が加わらない状態でその審議、提案が行なわれるということは、口で言いやすいのですけれども、これが一番大事な問題じゃなからうかという気がするわけです。まあいろいろ公開の席上で例をあげると支障するところがありますから、私は申し上げませんけれども、そこが一番労働災害の大事なところではないか。だから、そこらの指導をぜひひとつしていただきたい、こういうことをお願いしておきたいと思ひます。

それから、順次ひとつお尋ねをしていきたいのでありますが、第一の、全面適用の実施というものは、昭和四十二年に大体その目標を立てられているということは何回も聞くわけですが、調査研究の結果、そういうものはできるだけ早くしていただきたいのでありますが、大体いまの見通しで、いつじぶんから実施できそうか、または、あわせて、その全面適用ということになると、強制適用というものを意味するのだと私は思ふわけでありまして、その強制適用というものが、また、かごから水が漏れるようなかつこうでは、どうもやはり問題が残るのでありますから、いま労働省が考えておられるこの全面適用の時期と、それから、具体的に、かごから水が漏れないようになつたところでおやりになる構想をもうお持ちだと思ひますから、ひとつお話を願ひたい。

○政府委員(村上茂利君) 御指摘のように、五人未満の零細事業所に対する完全適用は強制適用を意味するものでございます。方向としては、昭和四十四年度実施を目標としておるわけでござい

ますが、その実施にあたりましては、労働行政としては失業保険、他に社会保険もございするの

で五人未満の適用を処理していきたいと考えておるわけでありまして、で、その場合には、適用の問題、保険料徴収の問題、技術的に多々問題があるかと存じます。私どももいたしましては、そういう各問題点につきまして完全実施がすみやかに実現できますように、事柄によりましては、すでに技術的な検討を開始しておるような次第でございます。しかし、その間、実質的にできるだけ零細企業にも保険の適用拡大をする必要がありまして、任意加入ではありますけれども、できるだけ包括的に加入させる、集団的に加入させるという考え方、つまり保険事務組合を設立させるとか、そういういろいろな手段を用ひまして、任意適用形式ではありますけれども、全面的適用に持っていくたい、かように考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 そこで、今度のこの労災改正案にあるわけですが、特別加入でなしに、たとえば旅館の従業員とかサービス事業の従業員とかいう、いままでも任意加入で、まあいろいろの強制適用の形に入るのかどうか、ちよつと御意見を聞かしていただきたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 私どもの考えております全面適用というのは、旅館の従業員でありましても、基準法の適用を受ける者はすべて労災保険に加入させるようにいたしたいと考えております。

○藤田藤太郎君 そういたしますと、まあ五人以上のサービス——第三次産業であろうと、すべて入る。それに合わせて五人以下の適用にこれは入っていくわけですから、特にそれ以上いま構想の中で任意適用というグループはどういうことが想定されますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 全面適用が実現いたしますまでの間に任意適用を推進いたします、その主たる対象という……。

きには、これはどういうことになりましようかね。ちよつと困る条件が出てきはせぬかと思うのですが、これは年度によつても外少違つてくると思いますが、たとえば二百四十日もらっている人は、もう医療給付、療養費を大体要しない人とい

という理論も実はあったのでございます。そこで、先生が御指摘のように、一酸化炭素中毒のみならず、外形的な身体障害者につきましても同様な問題ができてくるわけでございますので、施策の方向を考えますときに、欧米諸国等で現在とつておりますようなものを頭に描きつつ前進させる方向をとるべきではないか、こういう着想に立ちまして、今後、障害等級表の不ぐあいによりまして、受けるべき年金が受けられないものについては、障害等級表そのものを改めまして、それに相応した給付内容の改善を将来考えるというのが一つであると同時に、リハビリテーション施設というものの考え方を拡大しまして、本年度長野県に新設しますような、主としてトレーニングをやりつつ、精密機械の組み立てを事業場からの一定の注文をとりまして行なう。そこには貸金的な収入も得る道があるわけでございまして、残存能力がそれだけ活用されて、働くことによつて賃金を得る。それと障害補償費の額を合わせますと、ほぼ一〇〇％に近いような所得を確保することができているのではないかとという考えもあるわけでございまして、ただいま後段の点を労災補償部長は申し上げたような次第でございまして、立法的に解雇制限をするとか、使用者に再雇用義務を課すとかいう点については、なお私ども慎重に検討する必要がありますが、あらうと思ひますけれども、欧米でとつておりますような形で、リハビリテーションとか職場復帰について、もつともっと充実すべきであるという点については、私どもそのおりな方向で努力さしていただきたいと考えております。

○藤田 藤太郎君　それは非常に大事な問題なんで

五

す。そこで、一時金が年金化していくに依りて、やはり片一方では労働力が不足しているといながら、実態はそうでない、余っている。こんな潜在的な要素全体を顕在化しなければならぬ。そうして年金化をして所得保障をやつていくというコースがここへ出てくるわけでありまして、だから、そういう点は十二分にひとつ検討していただいて、そうしていまのような処置、外国のようにクラフトユニオンのような関係で、そのかわりに非常に補償が高い。日本もそこまで到達しなければならぬが、補償の限界ではこのこと自身も考えなければならぬし、一つの面では労災賠償責任の關係、精神的にも物質的にも關係があつていまのような議論が出てくるわけですから、それとせひひとつ十分に検討をしていただきたい、この思ふわけ。

それから、通勤途上における災害に対して業務災害を認定しなければならぬ今日にきていゝのではないかと私は思ふわけでありまして、たとへば東京の中心地に来るにあたりまして、電車、バス、地下鉄、全くすし詰めで、命がけで通勤をしているわけですね。そこで、体力が消耗する、けがをするのです。それは出勤も退勤も同じ条件だと私は思ふわけですね。交通事情のこのような中で、これは単に東京ばかりじゃなしに、大都市はほとんどそういうところ、いまなりつつある。道路を歩けば交通機関——道路上の自動車その他の災害を受ける。こういうときにそれじゃどうするか、かわいそうだなというだけで終わっちゃ、私の災害で終わつてしまふ。片一方では、国民全体の生活、経済向上のための原動力であります労働者が、そういう形で通勤時においては業務上災害に入らない、こういうことでは、私は少し行政の足りない面があるのではないかと、この根本的なところから考え方を大臣にも聞きたいし、具体的に皆さん方のいろいろの問題点をあげていただきたい、私はそう思ふのです。

○政府委員(村上茂利君) 結論的に申しますと、通勤途上の災害の扱いにつきましては、労災保険

法で補償しなければならぬ。これはもう基本的な態度であります。ただ、この労災保険のみで補償すべきであるか、これは先ほどから申しましたように、事業者の無過失賠償責任を肩がわりする性質のものでありますから、それだけでやることはどうかというところに問題が一つございまして、それから、私は、私だけではあるまいかと思ひます、すべての人々が共通の感じを持つておられるのじゃないかと思ひますのでありますけれども、特に交通事故等に対する人命保障の制度というものが日本では手ぬるい。しかも、義務的な負担をさせておる金額も非常に低い。そういうものをそのまゝにしておいて、そうして労災保険で補償するということになる、いよいよ交通関係の責任感と害の減少というものにも役立たないのじゃないか。私は、やはり加害者の責任というものをしっかりと明確にし、もっと現実的に、しかも、単に保険だけにたよるのではなくして、加害者は、それと同時に、自分もそれだけの責任を負わなければならないという制度を確立するとともに、實際冒頭に申しましたように、何かの方法で必ず補償することになり、ことにやつてまいりたい、こう考えておるのであります。補償自体が、それをわれわれの方だけにするか、先ほどから申しましたようなことになってやつてまいりたい。具体策は審議会で御検討をいただきたい、こう考えております。

○藤田藤太郎君 ぼくは、大臣、いまの基準局長とあなたのお話の二つを聞いて、国家社会責任という問題には触れられないわけですね。交通機関がどうだとか、労災だけじゃどうだとか、たとえば住居との関係でこれは処理できるわけですが、簡単に一言で言う。通勤のあれだとか煩瑣さというものは、住居と働く場所の関係で処理ができるわけですから、たとえばそういう処理は国家施策としていまやるならやるといふ方向が、国家の経済計画や生産場の建設計画と住居との関係で処理ができるわけですが、それがいつまでたつてもで

きないということになると、労働者としては何とかしてくれといふのは、これは当然の要求なんです。だから、研究をいたしますという程度だけでは、いま交通事故の賠償の問題があげられましたが、これも皆さん方の勘案の中の一つでありまして、しかし、肝心なところは、その働く場所と住んでいるところとの関係で大筋は解消していく問題ですから、その計画がどうできるかどうか、単に東京の都心に事務所を集中しておつて、いま直ちにあらたから変えるというわけにはいかないでしようけれども、将来への展望について、たとえば住宅とか住宅を工場の周辺に集中するとか、外国の計画を私だに見てきましたけれども、たいいていそういう工場をこしらへれば、その周囲に住宅を建設すると、こういうぐあいに、からだも案だし、災害も受けないという方向が、私の見てきたところの多くの国がそういう方式をとられていくわけでありまして、だから、そこを勘案をして将来はひとつ進めていただくと、現状を数字であらわしただけで一年先や三年先や、そこから解消するものではないわけですから、そこら問題は、何とか労災一本でそれができないと言ひ切れない面も私はあると思ふ、労災でやつたらいいじゃないかと言ひ切れる要素も持っていると思ふ。一面から見て、いろいろ交通機関とか何とかいふ話も出ますけれども、それは検討する要素の一つでありますけれども、そこらはそういう議論がだいたい議論されてるんですけれども、なかなか前に進まない、具体的に、だから、私は、やはりそのことも重要な要素として大体どのくらいの目標で検討しようじゃないかというところをひとつ大臣から聞いておきたい。

○国務大臣(石田博英君) 住宅の距離の問題、これは御指摘のとおり、確かに大きな要素でありまして、実は一昨日、私が就任いたしましたときから提唱してまいりました勤労者財産造成政策の説明の際にも、この住宅問題、特に輸送という問題を勘案した住宅問題を考究したいということを申

述べたのでありますが、また、けさ過密都市対策と交通難をおもな議題といたします経済閣僚懇談会がございまして、そこでも具体的な施策について検討を行ないました。本日の夕刊あたりでその内容が明らかになるだろうと思ひます。むろんそういう施策を進めてまいらなければならぬと存じます。特に東京にしろ大阪にしろ、いわゆる旧市内というところにおいてさへも、平均して二階建てになっていない。これは感かな話でありまして、都心部を二階建てにもしないで、遠くから運んで、その輸送力増強を願ひで、しかも、そのために犠牲者がふえるというのでありますから、まことに感かな話であります。そういうものの対策を急がなければならぬのはむろんであります。それは御指摘のように、短日月にできるものでなければ、よしんばそういうものができたからといって、この問題が完全に解消するものでもありません。したがって、通勤勤務について補償というものを考えなければならぬことは言うまでもないことでありまして、私は、あとう限り、すみやかに何かの方法で補償しなければならぬ。ただ労災保険というもので補償させるといふ性格のものではないのじゃないだろうか。私は、やはり交通を担当しておる者の責任、それから、特に最近は無責任な個人の行動によって受ける例が非常に多いのであります。そういうものの責任体制を確立することとらみ合わせながら、すみやかにやってみよう、こう考えておる次第であります。

○藤田藤太郎君 すみやかにということですから、大臣の御意見を尊重しておきますけれども、すみやかということばが、ほんとうにすみやかにやれるように、やはりこの次に聞いてもすみやかということにならぬようにぜひお願いしておきたい、私はそう思います。こまかい問題も一つ二つ加えますけれども、たとえば給付日額の問題が不適当な場合には省令で定める、こうなっているわけですから、これは具体的にどういうことですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 改正案におきまして、給付日額は労働基準法の平均賃金を引くばつてくるといふ原則であります。それによりがたい場合は労働省令による。よりがたい場合は大ざっぱに二種類ありまして、第一は、どういう事情が知らないけれども、べらぼうに賃金が低過ぎるといふ人が間々あるわけでございます。労災は社会保障ではございせんけれども、ある一定限よりもあまり下回つたのでは、これは療養のための休業補償の機能を果たさないじゃないかという場合がございまして。そういう場合には最小限の額は補償いたしたい。いわゆる最低補償額といったようなものを策定したいと考えております。これがよりがたい場合の第一でございます。

それから、第二は、最低補償額よりはるほど上回っている。したがって、普通の基準法の有給休暇なんかの算定基礎としての平均賃金ならば基準法どおりでよろしいけれども、たとえばじん肺、脊損のような長期患者について、三年も四年も入院しているという場合に、そういう一時的な変則的な事情によって妙な賃金になっているのをほうっておくのはおかしいじゃないか。具体的に申しますと、一番よく引かれまゝ例は、けい肺の場合には、管理四になる場合に、労働能力が衰えているから、しかも、休みがちであるから平均賃金が非常に安くなつておるといふ場合がございまして。そういう場合には、管理三になる以前、一人前に働いておつた時期の賃金をとつてそれを給付基礎日額のほうに持つてくるという措置が必要じゃないだろうか、そういうような最低補償額を上回る場合でも、著しく不合理な場合の手直し、こゝろ二つの種類を考へておるわけでありまして。

○委員長(小柳勇君) 大臣、前の問題に関連するのですが、自分の責任による脊損患者が労災病院なんかに入つた場合、公的なものと非常な差があるのだから、以前から何とか補償できないかという要求があるのですが、お考えなり、その後具体的な措置があれば見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) その問題は、最低賃金額とか、あるいは失業保険の給付額、そういうものを参考にしながら審議会にはかつて考えたと思つております。

○藤田藤太郎君 昭和三十五年の法改正の際に、本委員会が行なひました附帯決議の内容なんでもございまして、このことが三つ、四つあると思ひます。たとえば住宅その他の福利施設の確保とか、遺族年金制の採用とか、また、けい肺とか脊損患者の打ち切り補償になつて、災害補償が打ち切られて、特別保護法等の適用を受けていないような者に療養を継続し得るような処置を講じられないか、また、長期傷病者補償を受ける者のうち、生活困難な者に生活資金の融資の有効適切な方法の研究、それから、きのうも少し触れましたが、職業病についての検討というふうな附帯決議があるのですが、このような処置を今度の改正以後どうしていくか、ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 三十五年、法の改正に關する附帯決議につきましまして、第一が、長期傷病補償を受ける者については住宅その他の福利施設の確保等につき関係機関において配慮せられたことといたしまして、この点につきましましては、長期傷病者に対する諏訪の作業施設というものが、それは独身者だけの宅地施設プラス労働施設ということに相なつてゐるわけでございます。今後この種の施設を逐次広げていきたい。この種と申しますのは作業施設と住宅施設とくつつける場合、離れる場合、いろいろございまして、これをできるだけ広げるようにいたしたいといふふうに考へております。第二番目に遺族年金制でありまして、これは今回の改正案に盛り込んだわけでありまして、それから、三番目が、過去に打ち切り補償を受けて長期傷病者補償の恩恵に浴しない者を何とかしろといふこととございまして、これは労働福祉事業団に特別に基金を設けまして、その基金におきまして、援護措置をいたして、療養をその金でみるというのをいたしてゐるわけでございます。今後この措置のさらに

拡充強化につとめたいと考へております。それから、長期傷病者補償を受ける者のうち、生活困難な者に対して生活資金の融資について有効適切な方策を考へる、これも福祉事業団に設けております援護資金の運用によりまして、金融公庫から金を借りた場合の利子を事業団の金で補給するといふ措置を講じております。それから、職業病につきましましては、これはこの附帯決議がなされて以後におきまして、ニトログリコールとか、それから二硫化炭素とか、そのほか各種の職業病の認定基準、予防基準といふものを逐次出しまして、現在も引き続き作業中でございます。今回、衆議院におきましても再び同様の附帯決議がなされましたので、その趣旨を十分くみまして、今後さらに努力いたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 いまのお話の、たとえばけい肺とか脊損の方で、打ち切られて援護を受けられていない方々ですね、これは福祉事業団といふのは労働福祉事業団のことだと思ひますが、その人々を何とか今年度の年金化の中に入れてわけにはいかぬのですか。私は、やはり法律が順次改正されて前進していくなら、これは入れてあげないと、何か前にけがした人はもうほつたらかし、新しい制度ができたからそこから出発するのだ、これは普通の制度なんかですと積み立て方式、厚年には積み立て方式と何かあつて、もう順次これを吸収していくわけですね。それ以前に労働災害を受けた人たちが、同じけがをした人だけがない、それから以後新しいけがをした人だけがもつていくといふのは理屈に合はぬように思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(村上茂利君) 気持ちにおいては私も同感なんではございますが、三十五年、法の改正のときにいろいろ私も努力いたしたわけでありまして、法の適度適用の問題に関連いたしまして、なかなか原則を曲げたいといふところから、援護金を支給する、それも労働福祉事業団を通じてやる、実質的に何とかカバーしたいといふので現行の制度をとつておるわけでありまして。今

回の改正にあたりまして、同様な点について私どもも配慮してみたのでありますけれども、法律のたてまえ論としてなかなかむずかしい問題がございます。過去におけると同様な問題、これは御承知のように、けい肺等特別措置法をつくり、それが臨時措置法に改正されたときに問題になり、三十五年、法改正のときに問題に相なったわけでありまして、なかなか法適用の問題から非常にむずかしい問題があるというところで今日に及んでおるわけでありまして、先ほど労災補償部長が御答弁申し上げましたように、援護金制度をさらに拡充しようというのが私どもの基本的考えであります。そして、そういう人数についても、そうたくさんはおられない、ほぼつかみ得るような状態にありまして、金額的にはその多額のものではないのでございます。そこで、そういう過去において犠牲となられ、そして法改正の恩典にも浴さないという人という点につきましては、さらにそういう漏れのある人を明確に把握しまして、そうして援護金制度によって措置してまいりたいと考えておる次第でございます。

○藤田藤太郎君　そこで、いま援護金とおっしゃいましたが、援護金というのは大体年金と同じような額になりますか。気持ちの上では同じだけれども、近づきたいというのだけれども、援護金という名目は、これは法律のたてまえから年金というものがむずかしいければ、援護金というわけで労働福祉事業法を通じて支給するというのが、だから、その支給の額は、おおむねいま年金で支給しているようなところに見合ったものをあげないと、援護金というのだから、これは私も許しにくいことは知らぬけれども、つかみ金で援護金です、これ、つかみ金の内容は千円でも一万円でも、これというやうな一つの基準に基づいたようなものがあつてほしいのだけれども、いろいろ法制上の問題があるなら、年金と見合うような額にまで援護金をやはり支給してあげる、そんなたくさんな数じゃないでしょう。だから、その配慮ですね、これはひとつ大臣どうですか、これは何とか

特別な配慮をするというやうなわけにはまいりませんか。

○国務大臣(石田博英君)　御趣旨やお気持ちは全く同感であります。ただ、法律上のたてまえが一つあり、もう一つには、やはり打ち切り補償をすでにやっておるという事実があります。そういうものと勘案をしながら、いわゆる援護金の内容を充実させるように努力をしたい、こう思います。

○藤田藤太郎君　それじゃあ一年先には、大体年金と同じような額が支給されているのだという言葉を聞くことを期待して、この辺でやめておきましょう。

そこで、もう一つの問題は、職業病の問題ですけれども、きのうも少し議論して、これはなかなか議論をしなくてはならないわけですが、これは職業病の予防ですね、結局作業のコントロールの指導、これは非常に大事だと私は思うわけです。これがどどんふふえていくと思うのです。これは万全を期していただきたいと思つております。が、先ほど少しお話がありました、職業病の補償の問題もそうですが、今日起きているキートン・パンチャーとか難聴とか、あるいは職業病を見ていると、どうも作業コントロールをしただけといふとめられるという気が私はしているのです。だから、そういう指導をやはり積極的にやっていたきたい。ただ、できたから補償さしてあげれば行政は済むのだというものの考え方では、労災というものは減らないと思ふ。だから、そういうことはひとつぜひやっていただきたい、こう思うわけです。

それから、林野庁の白ろう病の問題ですね、その後の扱いはどうなっているか。それから、たとえばその社会保障との調整事項というのは、だんだん社会保障が進むにつれて、労働災害の問題も社会保障との関連というものが非常に出てくると思ふのです。だから、私たちは、片一方は労働行政であるけれども、社会保障というやうなものをつくつて、総合的に国民生活と保険を守りなが

ら保障をしていくというやうな角度が一番いいと思ふけれども、それは一ぺんにいまだどうこうなりませぬけれども、そういう形で大体そういうことをやっている国が多いですね。社会保障を一本で扱っている国が多いと思ふ。だから、そういう意味からいって、そういう調整を今後どういふぐあいにやっておいになるのか。それから、いま一番先に申し上げました林野庁の白ろう病ですね、林業の。まあこの間、大臣おるときに議論があつたわけですが、この措置はどういうぐあいに基準局が処置されたか、あのときのことをあわせて聞いておきたい。

○政府委員(村上茂利君)　白ろう病につきましては、前にも申し上げたと存じますが、一般の労働者につきましては、労働基準法施行規則第三十五条の第十一号の規定によりまして補償を行なうというところでございます。たまたま林野庁の職員につきましては、別途人事院規則によって定められておることからしまして、適用関係が一般の労働者や連う関係があるわけでございますが、林野庁におきましては、人事院と折衝して、職業病として別表に掲記するように努力をしておるというふうに私どもは聞いておる次第でございます。

なお、労災保険の適用につきましても、立木伐採を行なう事業主では零細規模のものがかなりございますので、労災保険の適用との関係において問題がございますけれども、今後この法案が成立いたしましたならば、特別加入その他の方式もあるわけでございます。単に労働者のみならず、零細な事業主みずからが、かかる白ろう病につきましても特別加入方式を用ひまして補償するといふ方向に進みたいと考えておるわけでございます。

社会保障との調整問題につきましては、今回の法案作成におきましても一番困難を感じましたことの一つでございます。と申しますのは、厚生年金保険法のはかに共済制度が幾つもございまして、この調整につきましても、あまりにも調整を

要する年金とか共済制度が多いことに私どもも事務的に先ほど問題を感じたわけでございます。将来、社会保障がどういふ機構で扱われるべきかというところにつきましては、私どもの答弁の範囲をこえておるか存じますけれども、諸外国の例を見ましても、これが被用者保険なら被用者保険というふうに、一括しておるものでございまして、かなり調整がすすきりますのでございまして、同一の業務上の負傷、疾病について労災保険と厚生年金保険と両方の保険で調整するといふ、比較的他に例の少ないやうな制度の立て方になつておるというやうな基本的な問題がございまして、労働省側から、にわかにそういう関連社会保険との調整をいかにするかという点について、かなり問題があるやうかと存じます。しかしながら、本法案におきましては、附則の第四十四条におきまして、他の社会保険等との調整をなすべきことを明記しておりますので、たまたま藤田先生御指摘のやうな問題につきましても、私どもは、問題は問題として意識しつつも、附則第四十四条の調整規定の精神にのっとりまして、政府部内におきまして今後調整の努力をいたしたいと考えております。

○委員長(小柳勇君)　いまの前の藤田委員の質問に関連して、白ろう病のやつ適用が、労働省だからはっきり言えないかもしれないけれども、障害等級の適用を引き上げたやうに聞いているのだけれども、どうなんですか。

○政府委員(村上茂利君)　ただいま委員長御指摘のとおり、この法律が成立しました後に労災保険審議会にはかりまして、労災保険法施行規則の改正をいたしたいと存じます。その際、等級表で、従来、八等級に属しておりましたものを七等級に引き上げるやうに改正したいと考えております。

○藤田藤太郎君　特別加入のところについてお尋ねをしたいと思います、特別加入の中には、たとえば農林漁業に従事する人とか個人タクシーとか、こういうのは入っていますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 特別加入のうち、一番はつきりしておりますのは、従来から入っておりますというか、運用上、入っていると同様な扱いをされておりました土産業の人たちでございます。これは当然入っております。それから、農林漁業のうち、林業と漁業につきましては、雇用労働者は、五人未満に至るまで、全部従来適用と相なっております。で、零細漁民と漁業労働者の差異というのは、実際はほとんどないわけでございます。従来から、その辺は法律上あまりはつきり別がついておって非常に気の毒であると思っておりますので、林業、漁業につきましては、技術的にはさしたる困難がございませんので、御希望があらますれば、できるだけ取り入れるようにしたいと思っております。

それから、個人タクシースは、これは全く新しく起こった問題でございますけれども、技術的に申しまして、さほどむずかしい問題はないんじゃないかというふうに考えておりますので、法律成立後、個人タクシースの団体、あるいは関係官庁からお話がありました場合には検討させていただきますけれども、これも大体取り入れられるのではないかと、詳しいことは私存じませんけれども、そういうふうにいまのところ考えております。

それから、農業につきましては、これは労働省の一番弱い点でございます。非常に知識が乏しゅうございますので、農林省及び農業関係の諸団体とこれから打ち合わせをするということで、われわれの能力でカバーできる範囲から逐次受けとめて、そしてそれをこなしながら、次第に広げようような措置を講じたいというふうに考えております。

○藤田藤太郎君 そうですと、大体農業と漁業ですね、問題は。それで、いまのお話を聞いていると、大体いけそうだと、そこらあたりは。しかし、農民ですね、大臣は、いつもというのじゃないけれども、これまでに、農民の機械を使う事故だけをやる、そこから順次農林省と皆さんの意見を聞いてやるという、石黒さんのいまのお話はそう理解していいのかわるか。さしあたり、農民が機械を使って災害を受けることは、これはほとんどなかろう。その他の問題については順次相談して広げていくという大臣のいままでのことばをそういうふうにあいに聞いた。それは確認あとからしてください。

それから、個人タクシースの連合会、協同組合、これは事務組合的にやる問題ですから、これはやれると、こういうぐあいに返事を聞いたということではないですか、ちよつと大臣。

○国務大臣(石田博英君) 機械を使っているものだけ、あるいは機械によって受けただけということとは申し上げたつもりはないのであります。この問題、特に農業の従事者の特別加入を認めるという大きな一つの動機は何かと申しますと、最近、農業における機械の導入によってそういう事故が非常に多く発生をしてくておる。それに対して何か処置をとらなければならぬ。本来ならば、私どもの行政対象は被用者でありますから、被用者でない農民は農林省でお考えをいただくべき性質のものではありますけれども、しかしながら、にわかにそれとできないとするならば、われわれのほうであらう限り受けとめていかなければならぬのではないかと、それをどの程度どこからやっていくかということは、これから農林省及び農業団体と協議をしていきたい、こう思っておりますのであります。必ずしも機械に限る、こう考えてはおりません。ただ、二つその際において考慮しなければならぬことがあると思うのです。一つは、われわれが労災保険を適用いたします業種は、厳重な罰則を伴った安全規則を守っていただいております。ところが、農業の場合は、機械の安全規則もありませんし、いわゆるそういう指導がない。だから、やはり農林省においてぜひそういうような指導を一面においてやつてもらいたいということが必要であらう。それから、もう一つは、何と申しましても、本体は被用者に対する保険でございます。事業主の無過

失賠償責任を肩がわりしてやっていく保険でございます。それから、それ以上、それよりもなお手厚くするわけにいかないのではありません。そういう二つのワクの中で関係団体と考究して処置していきたい、こう思っております。

○藤田藤太郎君 たとえば特別加入という欄は、この条文を見れば、大体厚生省の気持ちというものは、とにかく筋肉、からだを使って労働するものは全部入れようという精神だと私は見ているから、そこで、農業の問題についても、いまの大臣の発言は、どうもこの前と少し違ふようだが、どうも困ったことになりおる。少なくとも、この前は、機械化の分だけはまず適用して順次拡大するのだと、こういうふうなお話でしたが、ちよつと……。

○国務大臣(石田博英君) 同じことです。もう一ぺん言い直しますか。

○藤田藤太郎君 そこで、いいです。それならもう一ぺん言ってもらったら、なおはつきりすると思うのだが、特別加入というのは、派出端であるとか、私は、いろいろそういう作業をされる方があると思うのです。そういう方はやっぱり事務組合をつくって、労働省の出先その他がつくって指導されれば、大体加入していくのだ、こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(石田博英君) 私の申し上げましたのは、最初に、機械労働者だけに、機械を使っている事故だけに適用して、それから順次持つていくという、「だけ」ということは、必ずしもそれは考えておらないのであります。話し合いがつけば、そのほかのものもあるいは研究し、具体的になればそのほかのものも最初から考えられる場合もあるだろう、こういう意味のことを申し上げたので、それだけということと違ふということを御了承願いたい。

それから、行政責任の対象は、たとえばそれがどうあろうと、やはり働いている人たちが不幸な事故にあった場合の補償をするという気がまあやっております。ただ、この農業に対する問題は、非常に普及してまいりますと膨大な数になります。膨大な数になった場合には、これはやはり賃金や業態がいろいろ違ふのでありますから、そういうときにはまた他の別の制度でやらなければならぬということが起こってくるかもしれないと思いますが、現在のところはここで受けとめられるだけは受けとめていきたい、こう思っております。

○藤田藤太郎君 どうも私の聞き間違いであつたようです。それならなおいいことだと私は思うのです。いまの特別加入の概念について……。

○政府委員(石黒拓爾君) 特別加入の対象者といましては、御指摘のごとく、実態上、労働者と同一ように働いておるし、また、いつ労働者に変わるかわからないような人もあるようにです。けがも一緒にするといふような人を取り入れたいということ。ただ、行政能力に限界がございますので、何でもかんでも一ぺんに入れるわけにいかないと存じます。できるだけ広くやりたいとは考えております。

○藤田藤太郎君 もうちよつと、この際、聞いておきたいのですが、たとえば給付制限、事業主の責任で給付制限を廃止する、今度の法律で。ところが、労働者が故意または重大な過失によって事故が発生したときは、あとに書いてありますが、ここがわからない。「正当な理由がなくて療養に関する指示に従わない」ときというのはわかるけれども、前段がよくわからない。労働者が故意または重大な過失によって事故が発生したとき、それから、その労働災害補償事務組合に対して報奨金を給付するといふのはどういふことか。このものをやるのか、えらいこまかいことですか。

それから、もう二つ三つ聞いておきますが、これは年金の審査の事務増大がだいぶできてきやせぬか。いまでも七十三万もあるわけだから、いまの労働保険審査会審査官で処理ができるんですかね。私はこの前のときに、そんなんじゃないかならぬのじゃないかということを申し上げた。た

だ形式で判を押すだけで終わっているんじゃないかというのを申し上げたが、そこは、ひとつ地方の集約と中央で決定する段階との関係で、いまの審査官で事務がそれであるのか、そこあたりひとつ、作業全体が拡大していくわけですから、それもお聞きしたいと思ひます。

それから「中小規模事業主の故意若しくは重大な過失によって生じたものである」と、又は保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行なわないことができることとする」と、それから、これはまた別の項ですが、「当該団体が保険料の納付を怠った期間中に生じた事故については、保険給付の全部又は一部を」云々と、こう書いてある。これは個人親方の場合で、個人が出さないということになる、こういうことも考えなければならぬことだと思ひけれども、その中小規模事業主というのかつこうになると、使っている業もあると思うのだが、そういうところがやつた場合、さきでは使用者が出さないときには労働者には給付するという、そういう事由のときは廃止してやるといふことになっておつたのだがある。この前段のやつといふ二つのやつとは何を対象にしてこういう法律を作成しているのか。さしあたりその点、だいぶ数が多くなりましてが……

○政府委員(石黒拓爾君) 第一点は、労働者に対する支給制限で、故意または重大な過失により負傷、疾病したときの給付制限でございまして、故意、これはもう問題にならないわけでございます。重大な過失と申すのは、たとえば足場があふないからそこへ登つてはいかぬと言われてとめられていながらもかからず登つたという場合、非常に明々白々たる重大な過失があつたという場合には、これはある程度支給を制限するのはやむを得ないんじゃないかというふうに考えております。従来ともこの規定はございまして、労働者の場合には非常にひどい重大な過失に限るし、

また、たとえば死亡しちゃつたというような場合には支給制限はしないというふうな運用をしておりました。従来よりも労働者に不利なようになることはないというふうに考えております。

それから、第二点、事務組合に対する報奨金につきましては、これは現在、保険の事務組合というものは失業保険についてございまして、事務組合が保険料を集めて役所に納める、その成績が非常によかつたときには何%かを割り戻すというふうな制度がございまして、そういう制度は労災のほうでもまねをいたしたい、さらに、できるならば、事務組合が非常に努力した結果、災害率がその組合員について非常に減つたという場合にも、たいした金は出せませんが、すけれども、志し程度の報奨金を差し上げるようにいたしたいと考えております。

それから、審査会審査官についてであります。審査会につきましましては、昨年、国会の御審議によりまして定数が倍に相なつておりますので、審査会のほうは能力はますます存じております。ただ、参事の方々が昨年ふえておりませんために、参事の方がわずかの手当てで非常に御多忙でございまして、今年参事の人数も二倍にする、これは地方まで全部含めてですが、そういうような措置を講じた次第でございまして、

○藤田藤太郎君 ちよつとそこところ、その事務局員が官房の事務局員であつたので、私はだいたいこの前文句を言つたのだが、独立してやらなければならぬのが、官房機構のもとにおる職員が出向みたいな形で審査会の事務をやつていふというところは改めるべきであるといふことで、改めるということになっていまして、どうなつておりますか、ちよつといたるところを……

○政府委員(石黒拓爾君) 独立の官制上の審査会事務局というものををつくるのが筋であらうと考えますけれども、それには機構としては非常に小さな事務機構でございまして、実際の運営におきましては、形式上、身分は官房に置いてございすけれども、内部限りの事務室長を置きまして、その

手元で統括してございまして、業務の内容には一切干渉いたさないようにいたしてございまして。さらに、これを官制上の事務室といふふうにしていただく、今後もし引き続き努力をいたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 それは大臣、いまの審査会というものは独立行政審査会でしょう。行政審査会の事務局が官房の職員がちよつと出先で内職しているというふうなやつ、これは、これでいいのですかね。これは少し独立した事務局構成を、中労委とか、たとえば公労委とか、事務局構成をして、責任者がやはり統括して行政委員会の任務を果たしていただくわけですから、ちよつとこれは何ですけれども、話が出ましたから、ちよつとそれを。

○国務大臣(石田博英君) 将来、御指摘のように、独立性を高めるように措置をしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 もう一つ聞いておきたいと思うのですが、この法律で国庫補助を高めるといふような文言があると思ひます。国庫条項の一番最後で、国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償事業に要する費用の一部を補助することができると、こうなつておるわけですが、労働保険のいまの会計はメリット制で、非常に苦勞されて業務をされていられると私も理解しているところでありまして、私は、どういふところに今後国庫の負担を高めていこうとされるのか、事務費だけは国庫負担だと思ひますが、それに対してこれはまた全体の問題として私はけつこうだと思ひますけれども、どういふ点に国庫の負担を高めていこうとしておられるか、ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 現在の労災におきまします国庫負担は、御承知のごとく、長期傷病者に対する給付の、けい肺については四分の三、脊障については二分の一という率で定められておりました、それ以外には一切国庫の負担をいたさないわけですが、今回の改正案に

つきましては、労災補償事業全般に対して国庫負担が出せる。したがって、給付費、事務費双方に補助金が出せるようなたてまえに改めたわけでございます。労災の趣旨をいたしまして、できることならば、使用者の無過失賠償責任ということに根拠を置いておきますので、全額使用者からの保険料によってまかなつて、国庫に御迷惑をおかけしたくないから、国庫からいただいた金は、すなわち、労働者を含めて税金でございまして、私どももいたしましては、国庫からあまり多額の補助金をいただくのは、かえつて労災の性格上よろしくないのではないかという考えを持っております。今回の補助金の立て方を変えましたのは、近い将来におきまして中小零細企業がたぐさん入つてくる、この人たちに保険料率等において差別するといふことはよろしくないと考えておりますが、しかし、実際はそれだけではなかなかかなえない点もあるんじゃないか。そういう場合に、こゝろより立て方をしておけば、表面には出さず、実際上はそちらの方々のほうがカバーできるということも考えておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 スライド制の問題といふものは、これはまたいつもこういう問題には問題になるわけですが、そこで、事務的なものは石黒さんや基準局長からお聞きしたいのですが、これはやはり所得保障の關係が非常に關係があるので、経済全体の中で、石田労働大臣は、このスライドといふものはいまたしか二〇%、これはたいへんなこととで、二〇%のスライドといふのはちよつと考えられないことじゃないかと私は思ひます。本来を言へば、いまはエスカレーター方式に大体なつていふのでしよう。外国の社会保障なんかを見ると、経済の成長に応じて、ずつとスライドイング・システムがみんな置かれていふわけですが、非常にこまかい状態で置かれていふわけで、だから、二〇%のスライドといふのはどうもおかしいのではないかと。それだけ減つても、一〇%のスライドはどうしてもしなければならぬ、私はそう思ひます。そのスライドしていく根本的な考え方

を労働大臣かき聞きたいし、具体的なことは事務当局からひとつ聞きたい。

○国務大臣(石田博英君) 正直に申しまして、予算折衝のときは一〇%にしよと思つて努力いたしました。ただ、他の社会保障制度との関連において今回の法律案のようになったのであります。しかし、勤労者の生活の實質的保障という見地から考えますと、二〇%というのは幅が広いと思つて、今後とも改善に努力したいと存じております。

○委員長(小柳勇君) 本案に対する質疑は、一応この程度にとどめます。
暫時休憩いたします。
午後五時三十三分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

五月十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月二十三日)

一、精神衛生法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)
精神衛生法の一部を改正する法律案

第十三条の見出しを「(〇)精神衛生審議会」に改め、同条中「精神衛生審議会を中央精神衛生審議会に改め、

第十四条の見出しを「(委員及び臨時委員)」に改め、同条第二項及び第二項中「精神衛生審議会を中央精神衛生審議会に改め、

委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十五条及び第十六条中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改め、

第十六条の二に改め、

第十六条の二 精神衛生に関する事項を調査審議させるため、都道府県に地方精神衛生審議会を置く。

2 地方精神衛生審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神衛生に関する事項に關して都道府県知事に意見を具申することができる。

3 前条の規定は、地方精神衛生審議会について準用する。

(委員及び臨時委員)

第十六条の三 地方精神衛生審議会の委員は、十人以上とする。

第七部 社会労働委員会會議録第二十一号 昭和四十年五月十九日

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方精神衛生審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、精神衛生に關し學識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、都道府県知事が任命する。

4 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く)の任期は、三年とする。

(精神衛生診査協議会)

第十六条の二 都道府県知事の諮問に應じ、第三十二條第三項の申請に關する必要な事項を審議させるため、都道府県に精神衛生診査協議会を置く。

(委員)

第十六条の三 精神衛生診査協議会の委員は、五人とする。

2 委員は、精神障害者の医療に關する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く)の任期は、二年とする。

4 委員は、非常勤とする。

第十七条の見出しを「(厚生省令又は条例への委任)」に改め、同条中「〇省令」を「厚生省令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 〇〇精神衛生診査協議会の運営に關し必要な事項は、条例で定める。

第二十九条の二第二項中「前条」を「第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項」に改め、同条第二項中「精神衛生審議会を中央精神衛生審議会に改め、

第一項中「精神衛生審議会を中央精神衛生審議会に改め、

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日

から起算して二十日を經過した日から、この法律による改正後の第三十二條の改正規定及び同條の次に三條を加える改正條から第三十二條の四までの規定は、昭和四十年十月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十六號を次のように改める。

二十六 削除

第五條第二十七號を削り、同條第二十七號の二中「精神衛生法」の下に「(昭和二十五年法律第二百二十三號)」を加え、同號を同條第二十七號とする。

第二十九條第一項の表の上欄中「精神衛生審議会」を「中央精神衛生審議会」に改める。

昭和四十年五月二十六日印刷

昭和四十年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局